

平成17年8月30日  
公害等調整委員会事務局

## 「有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件」の裁定について

公害等調整委員会の裁定委員会（加藤和夫裁定委員長）は、標記事件について、本日平成17年8月30日付けで裁定を行い、同日、裁定書を当事者に手交しましたので、お知らせします。

### 1 事案の概要

本事件は、平成15年4月16日、有明海で漁業を営む福岡県外3県の漁民19人の申請人から、国（代表者農林水産大臣）を被申請人として、有明海において申請人らが被ったノリ、アサリ、タイラギ、クチゾコの漁業被害は、国営諫早湾干拓事業において行われた工事によるとの原因裁定を求めた事件である。その後、同年5月30日に、漁業協同組合連合会からほぼ同内容の原因裁定申請があり、上記事件に併合された。なお、平成16年9月8日、上記漁民19人のうち2人から申請取下げの申出がされている。

### 2 事件処理の経過

公害等調整委員会は、直ちに3名の委員から成る裁定委員会を設け、当事者及び参考人の証拠調べを行うとともに、干拓事業と申請人らが主張する漁業被害との因果関係の判断に必要な専門的事項を調査するため専門委員4名を選任したほか、現地調査を実施するなどして審理を進め、平成17年3月28日の第10回審問期日をもって審理を終結した。

### 3 裁定委員会の判断

裁定書のとおり（概要別添）。